障害基礎年金 ~詳論~2.

国民年金法 第 30 の 3 条1 (支給要件)

- 1. 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この条において「<mark>基準傷病²</mark>」という。)に係る初診日において第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であつて、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害(以下この条において「<mark>基準障害³</mark>」という。)と他の障害とを<mark>併合⁴</mark>して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至つたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)の初診日以降であるときに限る。)は、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害基礎年金を支給する。
- 2. 第三十条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第 一項ただし書中「当該傷病」とあるのは、「基準傷病」と読み替えるものとする。
- 3. 第一項の障害基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該障害基礎年金の請求があつた月の翌月から始めるものとする。

概論:~いわゆる「はじめて2級による障害基礎年金5」~

- 1 いわゆる「一般的な障害基礎年金」との主な違い
 - (ア) 基準傷病に係る初診日の前日において保険料納付要件を、基準傷病に係る初診日において被保険者等要件を満たしているが、基準傷病に係る障害認定日において、基準 障害のみによっては、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しない。
- 2 いわゆる「事後重症による障害基礎年金」との主な違い
 - (ア) 基準傷病に係る障害認定日以後 65 歳に達する日の前日までの間において、初めて、 基準障害と他の障害とを併合して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当する に至った。
 - (イ) 年金の請求は、65歳以後でもできる。
- 3 支給要件(原則として次のア〜エの要件すべてを満たすこと) (検討順)
 - (ア) 被保険者等要件(次のいずれかに該当すること)
 - ① 基準傷病に係る初診日において被保険者であること
 - ② 被保険者であった者であって、基準傷病に係る初診日において日本国内に住所を



有し、かつ、60歳以上65歳未満であること

- (イ) 保険料納付要件(次のいずれかに該当すること)
 - ① 原則

基準傷病に係る初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、その被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間がその被保険者期間の3分の2以上であることが必要

- ② 経過措置(法附(60) 第 20 条)
 - ・基準傷病に係る初診日において 65 歳未満の者で、かつ、初診日が平成 38 年 4 月 1 日前にある傷病による障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの 1 年間のうち保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間(いわゆる「保険料滞納期間」)がなければ、保険料納付要件は満たされる

なお、当該初診日において被保険者でなかった者については、当該初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間にかかる月までの 1 年間をもって判断する

- (ウ) 障害の程度要件(次の①~②の要件すべてを満たすこと)
 - ① 基準傷病に係る障害認定日以後において、基準障害のみによっては、障害等級の 1級又は2級に該当する程度の障害状態に該当しなかったこと
 - ② 障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に、初めて、基準障害と他の障害とを併合して障害等級の 1 級又は 2 級に該当するに程度の障害状態に至ったこと

4 留意点

- (ア) 65 歳以後においても、障害基礎年金の支給を請求することができる。
- (イ) いわゆる繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者には、本条の障害基礎年金は支給されない。(法附9条の2の3)

注釈

- ¹ 初診日が新法施行日前(昭和 61 年 3 月 31 日以前)にある傷病についての経過措置がある。(措置令第 39 条)
- ² 「基準傷病」とは、既に発している傷病による障害と、新たに発した傷病(既に発している傷病の初診日以後に初診日のある傷病に限る。)による障害を併合して、初め



- て、障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態に至った場合における新た に発した当該傷病をいう。(国民年金・厚生年金保険 障害認定基準)
- ³ 「基準障害」とは、基準傷病による障害をいう。(国民年金・厚生年金保険 障害認定 基準)
- 4 2 つ以上の障害がある場合の障害の認定には、併合(加重)認定、総合認定及び差引 認定がある。そのうち、併合(加重)認定は、個々の障害について、<u>併合判定参考表</u> (国民年金・厚生年金保険 障害認定基準・別表 1)における該当番号を求めた後、当 該番号に基づき<u>併合(加重)認定表</u>(国民年金・厚生年金保険 障害認定基準・別表 2)による併合番号を求めることにより、障害の程度を認定する。
- 5 「はじめて2級による年金」とは、既に基準傷病以外の傷病により障害の状態にある ものが、基準傷病に係る障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間において、初 めて、基準障害と他の障害とを併合して障害等級が1級又は2級に該当する程度の障 害の状態に至った場合に支給される障害基礎年金及び障害厚生年金をいう。(国民年 金・厚生年金保険 障害認定基準)

